

技術提案書の提出に関する公示

技術提案書の提出者を招請するので公示する。

- 1 掲 載 日 平成22年7月28日
- 2 掲載責任者 分任支出負担行為担当官
沖縄総合事務局伊江農業水利事業所長 谷口浩二
- 3 担 当 部 局 〒905-0503 沖縄県国頭郡伊江村字川平519-14
沖縄総合事務局 伊江農業水利事業所 調査設計課 設計係 森田
電 話 0980-50-6411
FAX 0980-50-6412
電子メールアドレス kenji_morita@ogb.cao.go.jp
- 4 業務内容等
 - (1) 業務名 平成22年度伊江農業水利事業 水管理施設実施設計業務
 - (2) 業務内容 国営伊江土地改良事業の工事实施に利用するため、本地区の水管理に関する基本事項の検討及び水管理施設の実施設計を行うものである。
 - (3) 履行期限 平成23年3月中旬(予定)
- 5 資格要件、選定基準及び評価基準
 - (1) 技術提案書の提出者に要求される資格要件
 - ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - ③ 沖縄総合事務局における測量・建設コンサルタント等業務に係る平成21・22年度一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
ただし、会社更生法(昭和27年法第172号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。
 - ④ 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記③の再確認を受けた者を除く。
 - ⑤ 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知)」及び「内閣及び内閣府所管に係る発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成22年3月31日付け府会第387号内閣府大臣官房会計課長通知)」に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものと

して、内閣府所管に係る発注工事等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。

- ⑥ 沖縄総合事務局長から測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 技術提案書の提出者を選定するための基準

① 企業の経験及び能力

当該業務部門における技術者の存在、業務実績及び業務成績、納品後における重大な設計ミスの発覚等による瑕疵の有無、地域貢献活動への支援、地域への精通度

② 技術職員の経験及び能力

担当予定管理技術者の資格、業務実績及び業務成績、継続教育に対する取り組み状況、表彰の経歴、手持ち業務の状況

(3) 技術提案書の特定のための評価基準

① 技術職員の経験及び能力

担当予定管理技術者及び照査技術者の資格、業務実績及び業務成績、継続教育に対する取り組み状況、表彰の経歴、手持ち業務の状況

② 業務実施方針、手法等

業務に対する理解度、提案書の的確性、提案内容の創意工夫（解析・検討手法、コスト縮減、環境調和等）、実施手順の妥当性、技術者配置の妥当性、特定テーマの成果の確実性

6 業務説明書の交付期間、場所及び方法

業務説明書を書面により配布する。交付期間は、平成22年7月29日から平成22年8月6日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を含まない。）の午前9時から午後5時までとする。

- (1) 交付期間：平成22年7月29日から平成22年8月6日まで（行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 交付場所：3に同じ。
- (3) その他：交付は無料である。

7 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限

- (1) 提出方法 本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、業務説明書に示す参加表明書の様式により受付期間内に7(2)の提出先に持参、郵送（書留郵便に限る）、電送又は電子メールとすること。ただし、電送又は電子メールの場合、必ず着信を確認すること。
- (2) 提出先 3に同じ。
- (3) 提出期限 平成22年8月9日 午後5時まで

8 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限

- (1) 提出方法 技術提案書の提出者は、業務説明書に基づき技術提案書を作成し持参、郵送（書留郵便に限る）、電送又は電子メールとすること。ただし、電

送又は電子メールの場合、必ず着信を確認すること。

- (2) 提出先 3に同じ。
- (3) 提出期限 平成22年9月1日 午後5時まで

9 その他

- (1) 詳細は、業務説明書による。
- (2) 手続における交渉の有無 無
- (3) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行名護代理店）
ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店日本銀行名護代理店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁沖縄総合事務局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは履行保証保険契約の締結を行った場合又は業務完了保証人を付した場合は、契約保証金を免除する。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 当該業務に直接関連する他の設計業務の請負契約を当該業務の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (6) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位
日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に限る。
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口は、3に同じ。
- (8) 上記5（1）の③に掲げる資格の確認を受けていない者も上記7により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。